

制度の名称	医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等	
支援の種類	減免・支払猶予	
制度の内容	●医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられます。	
	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。
	健康保険等の被保険者等の窓口負担の減免	健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。
	介護保険料及び利用者負担の減免	介護保険料の減免・支払猶予措置や、利用者負担の減免措置が講じられる場合があります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる方</li> <li>●保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。</li> </ul>	
お問い合わせ	健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険・介護保険）、国保組合、後期高齢者医療広域連合、共済組合などの各医療保険者・介護保険者の窓口	